

# 令和8年度 京都市立第四錦林小学校いじめの防止等基本方針

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

また「けんか」や「ふざけあい」についても除外せず、児童の感じる被害性に着目し、組織的に対応することを通して、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、子どもの育成に関わる全ての者が、次の3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係構築について苦慮している状況が多く見られる。発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決にあたっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速且つ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

## 2 いじめ対策委員会

### ア 委員会名

いじめ対策委員会

### イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主任・学年部代表・スクールカウンセラー・該当学級担任

### ウ 役割

未然防止、早期発見、事案対処、取組の検証等、役割等の周知

## エ 開催時期

児童育成部会（旧生徒指導部会）は、月末の週に開催。（緊急対応の場合は、その限りではない）いじめ対策委員会は、生徒指導主任が問題行動の記録や学級担任の報告等により緊急に招集する。

## オ 児童へ・保護者への周知方法

【児童】・・・朝会                      【保護者】・・・懇談・学校だより

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止

#### ア 授業改善・学習環境の整備

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業のユニバーサルデザイン化をはかり、すべての子どもに届く授業をめざす。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。（「学習のルール」の徹底）
- ・学習指導と生徒指導を一体化し、思考力・判断力を育成する授業づくりをする。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

#### イ 道徳教育・人権教育の充実

- ・「考え、議論する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れた道徳教育を行う。
- ・命の大切さを題材とした道徳の授業を各学年で実施する。
- ・人権課題に関する学習の充実を図る。
- ・人権月間の人権参観の実施。
- ・児童の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる人権意識を高める取組。

#### ウ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・異学年交流を計画し、異年齢集団での交流を深める。
- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（スポーツフェスティバルや学習発表会など）を通して人間関係づくりを行う。
- ・剣鉾・和太鼓など文化体験の活動を通して、総合的な学習の時間の深まりを図る。

#### 児童同士の絆づくり

- ・学級活動の充実（各学級のみんな遊び・係活動）
- ・異学年交流では、学習内容を吟味して、カリキュラムマネジメントを活用し、意図的に異年齢集団での交流を設定し、望ましい人間関係の育成を図る。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### ア 日常の児童に関する情報の共有

- ・日頃から児童一人一人の表情、言動を注意深く観察し、異状に気付いた時には、学年主任や生徒指導主任、管理職に相談し、今後の対策を立てる。その際、保護者とも早急に連絡を取り合い、家庭での様子についてもうかがう。
- ・毎月行う児童育成部会で共有された情報は、学年代表を通して全教職員で共有する。
- ・必要に応じて、全教職員で情報を共有する。
- ・重大な事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

### イ 児童に対する定期的な調査

#### (ア) アンケートの実施

- ・学校評価アンケート・いじめアンケートを実施し、いじめの兆候の早期実態把握を行う。

#### (イ) 教育相談の実施（ほっこりタイムの活用）

- ・アンケートに基づく、積極的な相談活動を実施する。
- ・定期的な家庭訪問や家庭連絡による相談機会の確保。

#### (ウ) その他

- ・登校、休み時間、掃除時間などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくり。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え方

- ・初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）解決に向けた取組を行う。
- ・速やかな対応、丁寧な事実確認・聴き取りの徹底。
- ・学校は、いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応  
 ≪いじめ事案に対する組織的な対応の流れ≫

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・自己判断力を育成する授業
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童（加害・被害とも）の家庭に連絡を行い、場合に応じて事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、謝罪等の対処を行う。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
  - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・「情報モラル」についての学習を実施する。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「情報モラル指導」を年間計画に組み込み、定期的実施する。

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえて見守り及び再発防止に向けた取組

### 「いじめ解消の定義」

- ・いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
- ・いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

### 「見守り及び再発防止に向けた取組」

- ・教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、「いじめ対策委員会」でその状況を共有する。
- ・いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・登校、休み時間、掃除時間などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくり。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア 内容

- ・全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・毎月行う児童育成部会で、いじめにかかわる事案の報告と検討を行う。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

### イ 実施時期

- ・毎月の児童育成部会（旧生徒指導部会）での情報共有
- ・年度当初、夏季休業中、年度終了時における全体研修
- ・研修会への参加など

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### (1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・京都市立第四錦林小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「京都市立第四錦林小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める。
- ・人権学習、道徳の学習などの参観授業による保護者への啓発活動。
- ・「学校だより」の有効活用
- ・学校ホームページの有効活用

- ・学校運営協議会理事会での学校評価の検討
- ・評価アンケートの結果の分析と、P D C Aサイクルでの見直し

## (2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させる。
- ・児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・スクールサポーターとの連携。
- ・スクールカウンセラーとの連携。
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、「①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、「事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等」を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画

| 月  | 対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組  | 未然防止の取組  | 早期発見・積極的認知の取組   | 保護者等への啓発関係機関との連携  |
|----|---|--|---|---|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議<br/>「学校いじめの防止等基本方針の共有」<br/>「年間計画と役割の明確化」</li> <li>生徒指導校内研修会①<br/>「生徒指導の四機能を生かした学級経営について」</li> <li>児童育成部会①<br/>「校内体制や組織的対応の共有」<br/>「児童・保護者への広報について」</li> </ul> | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学式</li> <li>学級開き</li> <li>異学年交流</li> <li>引継内容の把握、児童観察</li> </ul>                             | <p>問題行動メモの記入の仕方や分類について共通理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほっこりタイム</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観</li> <li>学年懇談会の中で保護者啓発</li> </ul>                           |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童育成部会②</li> <li>教室外で配慮の必要な児童の共通理解</li> </ul>  | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全校朝会で憲法月間の学校長講和。<br/>「いじめ対策委員の紹介」</li> <li>1年生を迎える会</li> <li>異学年交流</li> </ul> <p>【6年】修学旅行</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ほっこりタイム</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>憲法月間「学校だより」で啓発</li> <li>個別相談会の実施</li> <li>学校運営協議会で説明①</li> </ul> |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童育成部会③</li> <li>総育合理的配慮検討会</li> </ul>   | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異学年交流</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回記名式アンケートの実施、集約</li> <li>ほっこりタイム</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>休日参観による非行防止教室</li> </ul>   |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童育成部会④<br/>「第1回記名式アンケート結果の共有」</li> </ul>  | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異学年交流</li> <li>1学期終業式での講話</li> </ul> <p>【5年】花背山の家宿泊学習</p>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童による学校評価</li> <li>ほっこりタイム</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人相談会</li> </ul>   |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導校内夏季研修会②</li> <li>小中合同教職員研修会</li> </ul>  | <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6校会（小中連携）</li> </ul>  |   |   |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童育成部会⑥</li> </ul>   | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異学年交流</li> </ul> <p>【1・2年】KDDIスマホ安全教室</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ほっこりタイム</li> </ul>                                   |   |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童育成部会⑦</li> <li>職員会議<br/>「学校評価の結果の共有」①</li> </ul>   | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異学年交流</li> <li>スポーツフェスティバル</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ほっこりタイム</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会で説明と評価②</li> </ul>  |

|    |  |                                    |                                |                                    |
|----|--|------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 11 | ・児童育成部会⑧   | 【共通】<br>・異学年交流<br>・音楽集会            | ・第2回記名式アンケートの実施、集約<br>・ほっこりタイム |                                    |
| 12 | ・児童育成部会⑨<br>・「第2回記名式アンケート結果の共有」  | 【共通】<br>・異学年交流<br>・全校朝会で校長による人権講和  | ・児童による学校評価<br>・ほっこりタイム         | ・人権月間「学校だより」で啓発<br>・個人相談会<br>・人権参観 |
|    |  | 【6年】小中授業体験会                        |                                |                                    |
| 1  | ・児童育成部会⑩   | 【共通】<br>・異学年交流                     | ・ほっこりタイム                       |                                    |
| 2  | ・児童育成部会⑪<br>・生徒指導校内研修会⑤（年間反省）<br>・職員会議<br>「学校評価の結果の共有」②<br>・総育合理的配慮検討会 | 【共通】<br>・異学年交流<br>・図工展             | ・ほっこりタイム                       | ・授業参観<br>・学年懇談会                    |
|    |  | 【6年】近衛に行こう（小中連携）                   |                                |                                    |
| 3  | ・児童育成部会⑫<br>・職員会議<br>「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル）                      | 【共通】<br>・異学年交流<br>・6年生を送る会<br>・卒業式 | ・アンケート原本の保管（5年保存）<br>・ほっこりタイム  | ・学校運営協議会で説明と評価③                    |
|    |  | 【6年】卒業遠足                           |                                |                                    |

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談」
- ・ 「児童育成部会」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「児童育成部会」で随時行い情報等を共有する。

※ 年間予定のため、予定を変更する場合がある。